

富士市森林組合

第39回 通常総代会開催

平成30年6月19日、県森連富士事業所に於いて第39回通常総代会が出席50名、委任状4名、書面決議83名を得て開催されました。



「林業は森林資源を植える、育てる、使う、植えるサイクルの中で循環利用し継続的に木材の林産物を生産する産業であり、伐採後の再造林や保育作業、間伐等の森林整備が持続的に実施されることを通じて国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止等多面的機能の発揮によって市民生活及び市民経済に大きく貢献してい

る。戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており豊富な森林資源を循環利用させることが重要な課題となっている。原木の安定供給を目指し昨年度は森林経営計画等の事業で約一万七千七百立方メートルの木材を供給した。また、森林認証林の拡大にも努めた。今年度も安定供給を目標に提案型集約化施策等を中心に行い組合の安定した経営に取り組み。地域材利用推進事業及びフジヒノキメイドのブランドの地域材ブランドの普及活動を進める。このように、森林環境の保全・管理は最低限の責務。森林環境税による新たな森林管理システムに対応するため、意欲と能力のある林業経営体として事業拡大を引続き行っていく。役員員一体となり山林所有者の理解を得ながら組合運営及び森林整備に努めていきたい」と理解と協力を呼びかけました。

来賓祝辞として、富士市長小長井義正様から「市有林の増産を図るとともに地域材使用住宅取得費補助金の棟数上限を撤廃など富士ヒノキを始めとした富士地域材の需要拡大への取組を推進している。さらに効率的な森林管理を進める為大型ドローンを活用した森林レーザ測量を実施する。私有林についても管理が困難となっている森林に対し適正な循環が図れるよう働きかけていく。今後も健全かつ安定した組合運営を遂行されたい」とご挨拶を頂きました。この他にも富士市議会副議長小沢映子様、県富士農林事務所長長谷川剛司様、県森連代表理事會長中谷多加二様に「祝辞を頂きました。このほか県富士農林浅井技監様、市林政課稲葉課長様、森下主幹様、県森連富士事業所鈴木所長様にご臨席賜りました。

議事では、第1号〜第7

号議案の審議が行われすべての議案が全員挙手賛成により原案どおり可決・決定しました。最後に付帯決議を勝又道正議長が朗読して可決され第39回通常総代会を無事終了いたしました。

議案

- 第1号議案 平成29年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表承認の件
- 第2号議案 平成30年度事業計画承認の件
- 第3号議案 役員報酬を定める件
- 第4号議案 平成30年度余裕金預入先承認の件
- 第5号議案 平成30年度における借入金の最高限度額決定の件
- 第6号議案 平成30年度における貸付金の最高限度額決定の件
- 第7号議案 平成30年度諸手数料及び使用料を定める件



国土緑化推進機構理事長賞 渡井組合長 受賞

平成30年6月10日に福島県にて天皇皇后両陛下を迎えして第69回全国植樹祭が開催されました。式典中、平成29年度緑化功労者（全国で22名）として渡井組合長に国土緑化推進機構理事長賞が贈られました。



東日本大震災復興地南相島市原町区しどけ地内で記念植樹



左：'17ミス日本みどりの女神
右：'18ミス日本みどりの女神



富士地域材使用 住宅1棟当たり 30万円の補助

募集要件は、自ら居住するために富士市内において木造住宅を取得（新築、増築など）する。木材総使用量のうち34%以上が「富士地域材」（富士市又は富士宮市で生産）であること。「富士地域材」はすべて「しずおか優良木材認証製品」であること等。

森林組合内「富士市地域材利用推進協議会」又は富士市産業経済部林政課までお問合せ下さい。



森林経営計画 提案型集約化 施業で実施中

森林経営計画とは、森林所有者又は森林組合等が面的なまとまりを持った森林を対象に、共同で森林の施業や作業道、森林の保護に

『提案型集約化施業』とは？

1 小規模に分断した複数の森林所有者の隣接する森林をとりまとめます。**集約化**

2 森林所有者の協賛に、一連の森林施業について分かりやすく“提案”させて頂きます。

3 必要に応じて、木材の生産・搬出に必要な作業道や架線等を整備します。

4 “集約化”により複数の森林を一体的に整備することが可能となり、林業機械を用いて効率的に施業を進めます。

5 **その結果**
森林内に光が入り、下層が生え、木の成長が促進されます。それにより、土壌資源の削減や生物多様性の増進につながり、財産面だけでなく環境面においても森林の価値を高めることができます。

集約化 伐採後や土砂崩れ等と災害が起こりやすい。
集約化 施業を行うことで、森林内に光が差し込み、健康的で美しい森林になります。

森林組合出資証券の名称変更

公認度確認を

次の①から④まで該当がある場合は、手続きを行わないと組合員台帳名簿が変更されないため組合員への連絡や組合員総数や出資口数の把握が的確に行えないことがありますので再度確認をお願いします。

①名義人が亡くなり山林を相続したが森林組合出資証券の名義変更を行っていない

②住所が変更になっている

③森林組合出資証券の紛失
④山林を売却して所有していないので、この際、組合を脱退したい。

以上、心当たりのある方は、変更等を行えばなりません、お早めに森林組合までお問合せ下さい。また、調査の為に組合員にお聞きすることがありますのでご協力をお願いします。

関する5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度です。

森林経営計画のメリットとして、計画的に森林の手



提案型集約化施業によって、将来にわたって立派な森づくりができるようサポートさせていただきます！

入れを進めることができ、国や県の補助制度を受けることができます。それにより実際に山林を整備して掛かる費用を補助金と差引精算することができ、森林所有者の費用負担を無くすることもできます。

「森林所有者の皆さんが計画に参加するには！」

- ①森林組合に委託する
- ②共同で計画を立てる
- ③属人計画を立てる

以上の方法があります。現在、組合では取りまとめ計画を行っています。本事業についてのお問合せをお待ちしております。

富士市環境フェア出展

平成29年12月2日に第11回富士市環境フェアに出展しました。富士地区林業研究会と共に未利用材を利用した木工製品、ヒノキチップの無料配布、間伐材の丸



森林組合の補助事業

- ◎森林環境保全直接支援事業 (国・県補助金) 造林事業・下刈・間伐・森林作業道 ※森林経営計画の認定を受けた者に限る
- ◎合板・製材生産性強化対策事業 (国・県補助金) 間伐・森林作業道 ※森林経営計画の認定を受けた者に限る
- ◎しずおか林業再生プロジェクト推進事業 (県補助金) 富士山景観整備事業
- ◎富士市補助金 造林・下刈・間伐 (国・県補助金を申請したものに対し、上乘せ補助)
- ◎間伐材搬出奨励事業 (県補助金)
- ◎森の力再生事業 (県補助金)

伐採等の届出制度

森林を伐採、開発しようとするときは、森林法第10条の8などの規定により、あらかじめ伐採届の提出が必要で、伐採届は、森林資源の管理や状態の把握、伐採・開発行為の確認、適切な森林施業の確保のため提出するものです。

提出期限は、伐採開始予定日の90日から30日前までに「伐採及び伐採後の造林届出書を富士市役所(林政課)」に提出して下さい。

組合が受託した事業は組合が提出します。

編集後記

第39回通常総代会も無事に終了することができました。有難うございました。

平成36年度から施行される森林環境税で財源を確保し、平成31年度より森林環境譲与税で予算を各市町村に交付されます。新たな森林管理システムが構築されます。当組合も林業の成長産業と森林資源の適正な管理の両立に向けて意欲と能力のある林業経営体として頑張ります。また、いろいろな面でご意見、お問合せ等がありましたらよろしくお願いたします。

SGEC/31-21-1113 JAFTA-066
PEFC/31-21-1113 JAFTA-066

富士市森林組合はSGEC認証森林管理者として森林を守り持続可能な森林経営を実現します